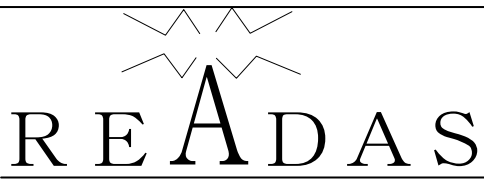


第 5231 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月25日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 3つの国外転出時課税制度

**Q**：7月から始まる国外転出時課税制度には、3つのパターンがあるようですが、どのようになっているのですか？

**A**：①国外転出する場合、②非居住者に贈与する場合、③非居住者が相続・遺贈をする場合の3つがあります。

### 【解説】

国外転出時課税制度とは、今年度の税制改正で創設された制度で、1億円以上の有価証券や未決済の信用取引などの対象資産を所有等している一定の居住者(対象者)が、次の3つに該当する時に対象資産を譲渡又は決済したものとみなして所得税が課される制度です。

- ①国内在住期間が5年超の対象者が国外に転出する時
- ②次の対象者が国外に居住する親族等(非居住者)へ対象資産の全部又は一部を贈与した時
  - ・贈与の時に1億円以上の対象資産を所有等していること
  - ・贈与の日前10年以内において国内在住期間が5年超であること
- ③次の対象者が亡くなり、国外に居住する相続人又は受遺者(非居住者である相続人等)がその相続又は遺贈により対象資産の全部又は一部を取得した時
  - ・相続開始時に1億円以上の対象資産を所有等していること
  - ・相続開始の日前10年以内において国内在住期間が5年超であること

